研究論文

国際標準間の関連情報を用いた標準固有項目の識別手法

太田 悟^{1,a)} 髙橋 雄志² 勅使河原 可海² 篠宮 紀彦¹

受付日 2014年4月24日, 採録日 2014年10月15日

概要:近年、スマートフォンやタブレット端末などの普及にともない、私物端末を業務に利用する BYOD (Bring Your Own Device) という考え方が提唱されている。BYOD は、その性質上、個人データと業務データが端末内に混在している可能性が高く、機密情報が漏洩する危険性がある。このため、単純なセキュリティ対策だけでは、業務データのセキュリティを十分に確保することは困難である。そこで、BYOD に使用される私物端末の管理に関するセキュリティ要件の策定や、様々な標準化活動も積極的に行われている。このように、新たなセキュリティ標準が多数策定されているが、複数の標準を統合的に扱う環境はまだない。この問題に対して我々は、統合的な対策実施状況の評価を行えるセキュリティ評価プラットフォームを提案してきた。このプラットフォームでは、異なる標準間における対応策のデータ移行機能を提供している。この機能には、異なる標準間において、同一の要求事項を示す関連情報が必要となる。そこで、我々は、情報検索の分野で使われている自然言語処理を応用し、関連情報を作成する手法を提案してきた。本研究では、この手法を用い、ある規格や規定に基づいて作成された標準に含まれる固有の項目を識別する手法を提案する。評価実験から、本手法により、新しい標準が策定された場合において、新たに対策を行う内容を明確にし、認証取得を目指す際の支援を行うことが可能となることを示した。

キーワード:国際標準,ISO/IEC 27001,ISMS,情報セキュリティマネジメント,マネジメントシステム 規格

A Method for Identifying Unique Requirements of International Standards Based on Information Management Guidelines

Satoru Ota^{1,a)} Yuji Takahashi² Yoshimi Teshigawara² Norihiko Shinomiya¹

Received: April 24, 2014, Accepted: October 15, 2014

Abstract: Recent years, the concept of BYOD (Bring Your Own Device) which has been adopted in the business as personal smartphones and mobile devices are becoming popular, allows employees use those devices at workplace. Since the device used for the BYOD is apt to store both business and private data in various situations, there could occur a risk that the confidential information might be leaked in case that an employee carelessly operates his or her device for private use. For this reason, it is difficult to ensure the sufficient security of the business data only by the simple security countermeasures. Therefore, development of security requirements for management of private devices to be used for BYOD and related various standardization activities are executed actively. Thus, new security standards have been developed, however, there seem no established techniques that could provide a comprehensive solution to deal with a wide variety of different standards. For solving such a problem, we have studied a platform that can evaluate the state of security measurements independent of any standards. This platform converts the data on the corresponding security measurements mutually among different standards in order to suggest an adequate solution comprehensively. This converting function needs the pertinent information that indicates the common requirements among different standards. Thus, we have applied a method of natural language processing used in the field of information retrieval. In this paper, we propose a novel method to extract unique requirements in a security standard that are not on other provisions or guidelines. The experiment demonstrates that the proposed method can clarify the required measurements and could contribute to supporting to obtain the certification of some security standards when a new standard is drawn up based on other provisions or guidelines.

Keywords: international standard, ISO/IEC 27001, security management, management system standard

1. はじめに

近年、組織はサイバー攻撃から情報資産を守る自己防衛だけでなく、踏み台として利用されるような二次的な加害者になるリスクも防ぐ必要もあり、情報セキュリティの観点から対処すべき問題の範囲が拡大している[1]. そのため、組織はそのようなリスクを適切に管理する必要がある. それらのリスク管理について、政府機関や業界団体はITシステムが満たすべきセキュリティ水準を定めたガイドライン(以下、セキュリティ標準という)を策定している[2]. これにともない、組織の情報資産に対するリスクへの対策状況を、外的機関からの認証を取得することによって、利害関係者からの信頼を獲得することが重要視されている[3].

具体的な認証評価として ISMS 適合性評価制度に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (以下, ISMS: Information Security Management System という) 認証の取得がある。この ISMS 認証は認証制度ができて以来取得件数が増加し続けており、2014年6月27日現在で4,511件と多くの企業や組織が取得している[4].

また、近年における、スマートフォンやタブレット端末など(以下、まとめてスマートデバイスという)の普及にともない、私物端末を業務に利用する BYOD (Bring Your Own Device) という考え方が提唱されている。BYOD は、私物端末を業務に利用するため、個人データと業務データが混在している可能性が高い。しかし、スマートデバイス使用者の情報セキュリティに対する意識が低く、機密情報が漏洩してしまう危険性がある [5]. また、私物端末上に業務データが存在していなくても、組織の情報資産へ私物端末からアクセスすることは、新しい重大なリスクをともなう。このため、単純なセキュリティ対策だけでは、業務データのセキュリティを十分に確保することは困難である [6].

そこで、BYOD に使用される私物端末の管理に関して、慎重な計画による十分なセキュリティプロセスおよびセキュリティコントロールを確実に実現し、私物端末上に存在する機密情報と機密性の高いアプリケーションを保護する必要がある。そのため強力なユーザ認証、アイデンティティライフサイクル管理、Web アクセス管理、情報の保護、および暗号化などの領域を含めて、BYOD に使用される端末に関するセキュリティ要件の重要性が高まっており、様々な標準化活動も積極的に行われている[7].

1 創価大学大学院工学研究科

Graduate School of Engineering, Soka University, Hachioji, Tokyo 192–8577, Japan

現在, BYOD の運用手順に関する対策は,組織によって 異なる [6]. そのため, BYOD の運用に関する標準が策定 され,その認証を取得する際に,組織がすでに対応済みで ある対策と,これから新たに対応しなければならない対策 を漏れなく判断する必要がある.

ISMS などのセキュリティ認証の多くは、記載されている要求事項を満たすことにより、組織のセキュリティが確保されていることを保証する。こういったセキュリティ標準での要求事項には、保護すべき情報資産の管理体制やセキュリティ対策の基本的な考え方が示されている。また、セキュリティ対策の基本的な考え方は、いかなる組織やITシステムにも対応できるように、汎用的な記述になっている。そのため、適切な対応策の実現には、ITシステムとセキュリティの専門知識の両方が要求される。しかし、ITシステムの専門知識を持つ人材は不足しており、その中でも特にセキュリティ人材は不足しており、その中でも特にセキュリティ人材は不足しているといわれている[8]。そのため、セキュリティ標準の認証評価時に、取得するセキュリティ標準の要求事項すべてに対策がとられているか分からないという網羅性の問題があげられる。

そこで、認証取得に必要な要求事項の達成度を確認する ためのセキュリティ評価システムが活用されている[9].同 様に、セキュリティ標準を知識ベースとして用いた IT シ ステムの設計評価システムの提案もなされている[10]. し かし、標準は時代の変化に合わせて頻繁に内容が変更され る. なかでもセキュリティ標準については、変更が行われ る回数が他の標準に比べて多く、新たなセキュリティ標準 も多数策定されている [11]. さらに、組織の規模や製品に よって、認証の取得範囲やセキュリティ標準の満たすべき 要求事項が異なる. そのような違いにより, 認証取得のた めに新たな体制を作り、それぞれの認証取得にあわせた個 別の評価ツールや人員を用いてセキュリティ対策実施状況 の評価をやり直さなければならないといった状況を作りだ す原因となっている[12]. このような問題を解決するため には、個別のセキュリティ評価ツールではなく、標準の内 容に依存しない統合的なセキュリティ評価ツールを実現す る必要性があると考えられる.

これらの問題に対して我々は、統合的なセキュリティ対策実施状況の評価が可能なセキュリティ評価プラットフォームを提案してきた[13]. このプラットフォームでは、異なる標準間における対応策のデータ移行機能を提供している. この機能を実現するために、異なる標準間における同一の対応策を求める要求事項を示す情報(以下、関連情報という)が定義されている必要がある. しかし、その異なる標準どうしの関連情報が必ず定義されているとは限らないという問題がある. そこで、情報検索の分野で使われている、自然言語処理を用いたテキスト間の近似度算出手法[14]を応用し、各標準の項目どうしの近似度から、項目の相関をとることにより、関連情報を作成する実験を行い、

² 東京電機大学総合研究所サイバーセキュリティ研究所 Cyber Security Laboratory, The Research Institute of Science and Technology, Tokyo Denki University, Adachi, Tokyo 120-8551, Japan

a) e13m5206@soka-u.jp

その有効性を確認した [15].

本研究では、この関連情報を作成する手法を用い、ある 規格や規定に基づいて作成された標準に含まれる固有の項 目(以下,固有項目という)を識別する手法を提案する. 本提案手法は、ある規格や規定に基づいて策定された標準 における記述や対策の粒度(抽象度)の違いに着目してい る.一方で、標準間における記述や表現の違いに対して、 規定に基づき共通化しようとする動向がある [12], [16]. し かし、同一の規格や規定に基づいて作成された標準間にお いても粒度の違いは発生している. その違いは、各標準に おいて注力して取り組む内容が異なるためである. そこで 我々は、各標準における固有項目を識別することで、新た に対策を行う内容を明確にし、認証取得を目指す際の支援 を行うことを目的とする. また, 同一の規格や規定と, そ の規格や規定に基づいて作られた別々の標準間における固 有項目の差分が、それぞれの標準どうしの差分になり、そ れぞれの標準で個別に必要な対策を明確にすることがで きると考える. 提案手法の評価実験から, ある規格や規定 に基づいて,新しい標準が作成された場合において,元の 項目を分割して詳細に記述し直した項目や、元の項目に文 章を追加した項目を識別することができた. そのことによ り、新たに対策を行う内容が明確になり、認証取得を目指 す際の支援を行うことが可能となることを示した.

2. 関連する規格および技術

2.1 マネジメントシステム規格(MSS:Management System Standard)

MSSとは、組織が特定の目的を達成するために方針、プ ロセスおよび手順を策定し、それらを体系的に管理するた めの要求事項または指針を提供する規格である [16]. MSS では、PDCA サイクルに基づいた経営を行うことにより、 組織の目標を達成するための力を継続的に改善していくこ とを求めている. 代表的な MSS の標準として, 製品やサー ビスの品質向上のための規格である ISO 9001 や、環境へ の悪影響を防ぐための規格である ISO 14001, また後述す るセキュリティに関する規格である ISO/IEC 27001 など が存在する. これら MSS の標準については、MSS どうし の整合性をはかるために、国際標準化機構によって、MSS の上位構造と共通テキスト(以下, MSS 共通テキストとい う), 共通用語の定義の指針が開発された[16]. そのため, MSS に基づく標準を新たに策定、もしくは改訂を行う場合 においては、つねに文献[16]に記載されている定義に従っ て作成し,妥当性の評価を行わなければならない.今後, MSS の標準については、MSS 共通テキストに従って策定・ 改訂が行われるため, 我々の提案手法の精度が向上すると 考えられる.

ISMS に関する MSS として, ISO/IEC 27001 がある. これは, 国際標準化機構と国際電気標準会議の共同によって

策定された規格である [17]. この規格は、ISMS に必要な要求事項を規定し、ISMS の開発、実施、改善を支援するための指針から構成されている。そのため、いかなる規模や形態の組織にも適用可能な規格となっている。この規格の認証を取得するために、まず、組織は情報セキュリティに関するリスクを分析、評価し、必要に応じて適切な情報セキュリティ制御を実装する必要がある。また、情報セキュリティの運用は、状況に応じてリスクや対策が変化していくため、他の MSS 同様、PDCA サイクルにより継続的な見直しと改善が要求される。ISO/IEC 27001 は、2008 年からの定期見直しにより文献 [16] に基づき、MSS 共通テキストの内容に沿って改訂が行われ、2013 年 10 月 1 日にISO/IEC 27001: 2013 要求事項が発行された。

また, ISO/IEC 27000 ファミリーとして, ISMS に必要な要求事項である ISO/IEC 27001 を含む様々な規格が検討され,発行されている. ISO/IEC 27000 ファミリーは,多くの分野においての基準となる標準群となり, ISMS に基づく PDCA サイクルによる運営の重要性を示している. ISO/IEC 27000 ファミリーは,2013 年 12 月の時点で 14種類の標準が策定済みであり,他にも多くの標準が策定中となっている [18].

2.2 情報セキュリティ対策マップ

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会の配下の標準化部会の情報セキュリティ対策マップ WG によって,組織全体の情報セキュリティ対策の状況を確認するための情報セキュリティ対策マップの作成が行われている [12]. この WG では,多くのセキュリティ標準からセキュリティ対策を収集し,対策の構造についてのモデル化,ツリー化を行っている. この WG での対策収集の過程で各セキュリティ標準内での記述や表現,対策の粒度(抽象度),対策を行う時期や対象が異なっていることが指摘されている. そのうえで,あらゆる対策を同じ表現で記述する正規化や,対策どうしを比較できるよう,極限まで対策を具体化させる原子化を行っている. 今後,対策の正規化,原子化が行われたセキュリティ標準が新しく策定されるようになれば,我々の提案手法の精度が向上すると考えられる.

2.3 スマートデバイスの業務利用に関するセキュリティ ガイドライン

日本スマートフォンセキュリティ協会の配下の利用ガイドラインWGによって、スマートデバイスの利用シーンという観点から、企業や組織が考慮すべきセキュリティ上の脅威とその脅威に対する対策を明確化したガイドラインが作成されている[19].本ガイドラインの前半には、スマートデバイスの特徴や特性、利活用の効果を記載している。そして、後半にはスマートデバイスのセキュリティを、「利用シーン」と「デバイスのライフサイクル」という側面か

ら,管理者が認識しておくべき脅威と対策について述べられている。各章の「脅威と対策」は,スマートデバイスとPCとの違いに焦点を当てながら,多角的な可能性を考慮し,網羅的に述べられており,実際のスマートデバイスの利用目的に照らし合わせて,必要なセキュリティ対策案の選定へと導くものである。本ガイドラインには,「脅威と対策」を整理した付録書により,利用シーン別に必要なセキュリティ対策を検討する際に使用できるものとなっている。

組織がすでに対応済みである BYOD の運用に関する対策と、本ガイドラインの付属書の対策案を比較することで、これから新たに対応しなければならない対策を漏れなく判断することができると考えられる.

3. 関連する研究

3.1 セキュリティオントロジに関する研究

Secure Business Austria の Fenz らによって Security Ontology [20], [21] を用いて ISO/IEC 27001 に対応したセキュリティ対策を行うための研究が行われている [22]. この研究では、ISO/IEC 27001 の項目を「Hard Fact」と「Soft Fact」という 2 つの要素に分け、それらの要素と Security Ontology を組み合わせることでセキュリティ対策案選定へと導くものである。また、ここで使われている Security Ontology は、リスク分析の分野での利用を主眼とした研究となっている [23]. この研究は、Security Ontology の作成と有効利用を目的とするものであり、事前に Security Ontology の構築や項目の分類などのデータの準備が必要となる。

我々の研究では、関連情報の作成時に、セキュリティ標準に記述されている文書を自然言語処理により分析している。しかし、自然言語処理により多数の対応策の中から正しい関連情報を導き出すためには、対応策を実施する時期や対象などを考慮することが必要になる。そこで、Security Ontology を用いて構築や項目の分類などを行うことにより、より正確な関連情報を導き出せると考えられる。

3.2 セキュリティ標準に基づいた IT システム設計支援に 関する研究

NEC の芦野らによって政府機関統一基準 [2] や PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) [24] などを評価軸に用いた IT システムのシステム設計に関する研究が行われている [10]. この研究では、IT システムの設計書から、IT システム構成のモデル化を行い、それに基づいてセキュリティ標準に準拠した設計がなされているかどうかを評価することを目的としたものである。また、評価に用いるベースのデータとして、標準の内容をナレッジ化する必要がある。しかし、このナレッジ化には、専門的な知識が必要となり、事前にデータの準備が不可欠となる。

さらに、評価軸に用いるセキュリティ標準が異なるごとに、 ナレッジを再定義する必要がある.

我々の研究では、評価軸に用いるセキュリティ標準が異なる場合において、関連情報を用いることで、認証取得時の支援を目的としている。さらに、関連情報の作成には、セキュリティ標準に記述されている文書を自然言語処理を用いて分析するため、専門的な知識を必要としない。そのため、我々の研究を用いることでナレッジを再定義することが容易になると考えられる。

3.3 統合型システムセキュリティ設計技法に関する研究

日立製作所の諸橋らによって ISO/IEC 15408と ISO/IEC 27001の2つの基準を用いた統合型システムセキュリティ設計技法が提案されている [25]. この研究では、IT システムのセキュリティ機能を評価するためのセキュリティ評価基準である ISO/IEC 15408と、情報システムのセキュリティ運用管理を評価するためのセキュリティ評価基準である ISO/IEC 27001を同時に満たす設計方式を確立し、作業工程を減らすことを目的としている。また、専門的な知識を有するセキュリティの専門家によって、両基準に記載された要求事項の対応関係を表すマッピングテーブルが作成されている。

この研究では、セキュリティの専門家によってセキュリティ標準間における共通項目に着目し、マッピングを行っているが、我々の研究では標準間の相関を分析し、共通項目をシステム的に分類している。この研究における各標準の共通項目以外の項目が、本研究における固有項目にあたるものである。

3.4 本研究の位置づけについて

前節で述べたように、セキュリティ標準を用いた対策案 選定や設計支援といった研究は存在する.しかし、我々の 研究のように標準に書かれている文章そのものから、専門 知識を用いることなく標準間の関連性を求めることや、そ れぞれの標準の特徴を抽出するという試みは、我々の調査 する限りではなされていない。また、標準間の関係性を専 門家によってではなく、システム的に分析する試みもなさ れていない。さらに、専門知識を用いずに標準の特徴を抽 出することができるため、セキュリティや認証取得に関す る専門知識の少ない組織への支援が期待できる.

4. 関連情報の作成について

先行研究では、評価の対象となる標準を整理したデータの入れ替えのみで、他の標準と同様にセキュリティ評価を行うことができる統合的なセキュリティ評価プラットフォームを提案してきた[13].このセキュリティ評価プラットフォームの主な機能として、標準の要求事項とそれに基づく対応策のデータを管理する機能、認証取得時にお

ける要求事項に対する対応策の達成度の評価機能,過去の 事例に基づいたサンプルを提示する機能,そして,異なる 標準間のデータ移行機能があげられる.

本研究では、セキュリティ評価プラットフォームにおける、異なる標準間のデータ移行機能に注目する。データ移行機能とは、すでに認証取得済みである標準 X とは異なる標準 Y を用いて認証評価を行う際に、標準 X の対応策の情報を標準 Y の対応策のサンプル情報として提示する機能である。このデータ移行機能を利用する際に、異なる標準間で同じ要求事項を示す関連情報を必要とする。しかし、必ずしも関連情報が定義されているとは限らない、という問題がある。そこで、異なる標準の項目間の相関をとることで、標準間の関連情報を導出する。

関連情報を作成することにより、異なる標準間において 同じ内容の要求事項を判別することが可能となる. 応用例 としては以下のことを確認できる.

例1: 共通する規格や規定を基に、新たな標準を作成する際、どの程度もととなる標準の内容を反映できているのか、抜け漏れが発生していないか.

例 2: 基準となる標準が更新された場合に、旧版とは異なる章や新たにまとめられた章に移った対応策の項目があるのか.

例3: すでに組織内基準が設けられており、その組織内基準を用いてセキュリティ認証の取得を目指す際に、現状の組織内基準がどの程度取得を目指すセキュリティ標準の要求事項を満たしているか.

以上のように、新規の標準や項目を定義する際に、もととなる規格や規定の項目と照らし合わせて、要求事項を見つけることで、もとの規格や規定を正しく反映できているか、共通の項目が存在するのか、といったものを確かめることが可能となる.

4.1 相関分析手法

我々は.異なる標準の項目間の相関をとる方法として, 文書の分類や情報検索に関する研究分野において行われて いる自然言語処理によって文書間の近似度を算出する手法 を用いている [14].

はじめに、関連情報算出の対象となるセキュリティ標準を決定し、テキスト情報を取得する.次に、取得したテキスト情報を標準の項目ごとに「茶筌システム」[26] などを用いて形態素解析を行い、形態素に分割する.形態素とは、文書の形態素解析によって得られた言語における意味を持つ最小単位のことである.そして、得られた形態素から文書の内容を表す単語を索引語と定義し抽出する.形態素のうち、文書の内容を特徴付けるうえで、役に立たない語を不要語として定義し削除する.不要語を削除した項目ごとの索引語がその文書の内容にどれだけ密接に関係しているのかを、索引語の重要度として付与するために、重み付けを

表 1 不要語と索引語

Table 1 Unnecessary words and index words.

分類	種類	例
•	内容語	ある なる 前 上
不要語	機能語	から できる は を
	接続詞など	したがって および または
	単名詞	組織 パスワード レビュー
索引語	複合名詞	ネットワーク管理策 管理システム
	夜 石 石 刊	セキュリティ基本方針

行う.重み付けの手法として,文書中に出現する索引語の頻度を用いたTF (Term Frequency) や他の文書中の索引語の分布を考慮したIDF (Inverse Document Frequency),それらを組み合わせたTFIDFがよく用いられる[14].その後,各項目の重みをベクトルや行列で表現する.重み付けによって作成した各標準の項目のベクトルや行列の全組合せに対して余弦[14]を計算し,項目間の近似度を算出する.近似度の計算には余弦のほかに,Dice係数やJaccard係数などもある[14].最後に,各セキュリティ標準の項目間の近似度が最大となる項目の組のうち,どちらの標準から見ても一致しているものを相関がある項目の組と定義する.

4.2 不要語と索引語

ここでは、不要語と索引語について詳しく説明する. 表 1 は不要語と索引語それぞれについて、いくつかの例を示している.

不要語とは、文章の内容を特徴付けるうえで役に立たない形態素のことであり、特定の概念を表す内容語のうち、それだけでは意味のない語と、語と語の関係を表す機能語と、その他の接続語を指す.これら不要語については相関をとる際に役に立たないため削除する.

索引語とは, 文章中からその文章を特徴付けるための形 態素のことであり、形態素解析によって得られた形態素か ら不要語を削除したものである. 索引語に含まれる名詞に は、単名詞と複合名詞の2つの種類がある、名詞のうちそ れ以上分割することができない名詞を単名詞と定義し、複 数の単名詞から構成される名詞を複合名詞と定義する. た とえば、"ネットワーク管理策"という索引語については "ネットワーク"と"管理"と"策"という単名詞から構成 される複合名詞であり、"セキュリティ基本方針"という索 引語については、"セキュリティ"と"基本"と"方針"と いう単名詞から構成される複合名詞である. 本研究では, セキュリティ標準の各項目を形態素解析する際に, 分割さ れている単名詞を対象として、その文章を特徴付ける単名 詞の並びを1つの複合名詞としている. 先ほどあげた例で は"ネットワーク管理策"という複合名詞は3つの単名詞 に分けられるが、その文章を特徴付けるためには"ネット ワーク管理策"という1つの複合名詞とした方がよい。ま

た,文章内の単名詞の並びを複合名詞として定義することに関しては,標準の要求事項の内容を理解し,適した対策を実施することや,実施されている対策がどの項目に対応しているのかを判断するというような認証取得やセキュリティに関する専門知識は必要ない.このように、相関分析の対象となるセキュリティ標準の文章を特徴付けるため,必要な複合名詞を定義した辞書を用いて形態素解析に使用する.

5. 関連情報を用いた固有項目の識別実験

5.1 固有項目の識別手法

本研究では、4章で述べた異なる標準の項目間の相関を分析する手法を応用することで、ある規格や規定に基づいて作成された標準に含まれる固有の項目(以下、固有項目という)を識別する手法を提案する。なお、本実験での相関を分析する際には、余弦[14]を用いて近似値計算をしている。この手法により、ある規格や規定に基づいた新しい標準が策定された場合において、新たに対策を行う内容を明確にする。こうすることで、新たな認証取得を目指す際の支援を行うことができる。

5.2 実験概要

本提案手法の有効性を検証するために、『MSS 共通テキスト』(以下、文書 A という)と、それに基づいて作られた『ISO/IEC 27001:2013 要求事項』(以下、文書 B という)の 2 つの文書を用いて固有項目の識別実験を行う。2 つの文書 $A \cdot B$ から相関がある項目の組を取り除き、残った項目を固有項目として識別する。その後、識別された固有項目について分析、考察を行う。

5.3 実験の手順

手順1:各文書の索引語の抽出および重み付け

各文書のそれぞれの項目に対して「茶筌システム」[26] を用いて形態素解析を行う.このときに,4.2節で述べた方法を用いて定義した辞書を形態素解析に使用する.そうして得られた形態素から不要語を削除し,索引語を抽出する.次に,抽出された索引語に対して重み付けを行う.本手法では,一律1の重みを付ける.

手順2:近似度の算出

手順1によって作成した各文書間の項目の重みの全組合せに対して余弦 [14] を計算し、項目間の近似度を算出する.

手順3:相関がある項目の組の抽出

はじめに,文書 A の各項目から見た文書 B の項目の中で近似度が最大のものを抽出する。文書 B についても同様に抽出し、相関がある項目の組を抽出する。

手順4:固有項目の識別

手順3によって得られた相関がある項目の組に該当する

表 2 MSS における ISO/IEC27001 の固有項目抽出結果

Table 2 Unique requirements extracted from ISO/IEC 27001 in MSS.

4.0.1	4.0	0.4	0.1.1	0.4.4
4.2.b	4.3.c	6.1	6.1.1.a	6.1.1.c
6.1.2	6.1.2.a	6.1.2.a.1	6.1.2.a.2	6.1.2.b
6.1.2.c	6.1.2.c.1	6.1.2.c.2	6.1.2.d	6.1.2.d.1
6.1.2.d.2	6.1.2.d.3	6.1.2.e	6.1.2.e.1	6.1.2.e.2
6.1.3	6.1.3.a	6.1.3.b	6.1.3.c	6.1.3.d
6.1.3.e	6.1.3.f	6.2.c	7.4.d	7.4.e
8.2	8.3	9.1.d	9.1.f	9.3.c.1
9.3.c.4	9.3.d	9.3.e		

表 3 分類結果

Table 3 Classification result of unique requirements.

固有項目	抽出した項目	OK	NG
33	38	33	5

文書 B の項目を取り除き,残った項目を固有項目として 識別する.

手順5:固有項目の比較と分類

実際に人の手により、文書 A と文書 B を比較し、文書 B の固有項目であると考えられる項目と手順 4 によって 得られた固有項目の比較し、分類する.

5.4 実験結果

文書 B における,固有項目の識別実験を行った結果,38項目が固有項目と識別された. 識別された項目を表2に示す.また,人の手により,文書 B の固有項目であると考えられる項目は33項目であった.抽出した項目のうち,正しく固有項目として識別された項目(OK)は33項目であり,文書 A と関連があるにもかかわらず,固有項目として識別された項目(NG)については5項目であった.固有項目の抽出実験の結果を分類したものを表3に示す.

5.5 考察

次に、識別された項目のOK,NG それぞれについて、分析を行った。

5.5.1 OK について

はじめに OK となった項目それぞれについて考察を行った. OK となった項目を表 4 に示す. OK となった項目は大別すると 2 つに分けられることが分かった.

種類 1:文書 B 中において特に重要な項目

1つ目の種類として、文書 B 中において、他の MSS との違いを明確にするために特に重要となる項目である。これは、文書 A にある項目を分割して詳細に記述した項目となる。具体的には、4章「組織の状況」の中にある、他の組織との情報や資源のやりとりについての依存関係の項目、6章「計画」の中にある、セキュリティアセスメントと、セキュリティリスク対応についての項目、セ

表 4 OK となった項目

Table 4 Requirements classified as OK in Table 3.

4.3.c	6.1.2	6.1.2.a	6.1.2.a.1	6.1.2.a.2
6.1.2.b	6.1.2.c	6.1.2.c.1	6.1.2.c.2	6.1.2.d
6.1.2.d.1	6.1.2.d.2	6.1.2.d.3	6.1.2.e	6.1.2.e.1
6.1.2.e.2	6.1.3	6.1.3.a	6.1.3.b	6.1.3.c
6.1.3.d	6.1.3.e	6.1.3.f	6.2.c	7.4.d
7.4.e	8.2	8.3	9.1.d	9.1.f
9.3.c.4	9.3.d	9.3.e		
	6.1.2.b 6.1.2.d.1 6.1.2.e.2 6.1.3.d 7.4.e	6.1.2.b 6.1.2.c 6.1.2.d.1 6.1.2.d.2 6.1.2.e.2 6.1.3 6.1.3.d 6.1.3.e 7.4.e 8.2	6.1.2.b 6.1.2.c 6.1.2.c.1 6.1.2.d.1 6.1.2.d.2 6.1.2.d.3 6.1.2.e.2 6.1.3 6.1.3.a 6.1.3.d 6.1.3.e 6.1.3.f 7.4.e 8.2 8.3	6.1.2.b 6.1.2.c 6.1.2.c.1 6.1.2.c.2 6.1.2.d.1 6.1.2.d.2 6.1.2.d.3 6.1.2.e 6.1.2.e.2 6.1.3 6.1.3.a 6.1.3.b 6.1.3.d 6.1.3.e 6.1.3.f 6.2.c 7.4.e 8.2 8.3 9.1.d

表 5 文書 B 中において特に重要な項目

Table 5 Particularly important requirements in ISO/IEC 27001.

4 章	組織の状況	他の組織との依存関係	
4 4	作品/HX > 2 4/2 (7)に	4.3.c	
		セキュリティアセスメント	
		6.1.2 6.1.2.a 6.1.2.a.1 6.1.2.a.2	
		6.1.2.b 6.1.2.c 6.1.2.c.1 6.1.2.c.2	
		6.1.2.d 6.1.2.d.1 6.1.2.d.2 6.1.2.d.3	
0 ===	計画	6.1.2.e 6.1.2.e.1 6.1.2.e.2	
6 章		セキュリティリスク対応	
		6.1.3 6.1.3.a 6.1.3.b 6.1.3.c	
		6.1.3.d 6.1.3.e 6.1.3.f	
		セキュリティ目的と計画	
		6.2	
n 25	+16	コミュケーションを実施する主体	
7章	支援	7.4.d 7.4.e	
0 350		監査を行う主体	
9 章	パフォーマンス評価	9.1.d 9.1.f	

キュリティの目的と計画についての項目,7章「支援」の中にある,コミュケーションを実施している主体についての項目,9章「パフォーマンス評価」の中にある,監査を行う主体についての項目であった.種類1の固有項目について章ごとに分類したものを表5に示す.特に4,7,9章の中から識別された項目に関しては,認証を取得する組織と関わりのある他組織についての対策項目であり,情報セキュリティにおいては特に意識して対策を行わなければならない項目であると考えられる.また,それらの項目は,標準の項目の中でも深いレベルに存在するため見落としがちになると考えられるが,本提案手法では識別することができた.

種類 2: 種類 1 に付随する項

もう1つの種類として分類されたものは、種類1の項目に付随して追加された項目である。これは、8章「運用」の中にある、セキュリティアセスメントと、セキュリティリスク対応についての項目、9章「パフォーマンス評価」の中にある、関係者からのフィードバックに関する項目とセキュリティ目的とリスク対応へのレビューについての項目であった。種類2の固有項目について章ごとに分類したものを表6に示す。8章については、6

表 6 種類 1 に付随する項目

Table 6 Requirements to be associated with type 1.

	I	I
	運用	セキュリティアセスメント
8章		8.2
0 平		セキュリティリスク対応
		8.3
9 章	パフォーマンス評価	マネジメントビュー
		9.3.c.4 9.3.d 9.3.e

表 7 NG となった項目

Table 7 Requirements classified as NG in Table 3.

原因 1	6.1.1.a 6.1.1.c 9.3.c.1
原因 2	4.2.b 6.1

章のセキュリティアセスメントと、セキュリティリスク対応として追加された項目を参照している項目であり、9章については他組織に関する項目と6章に関するレビューに関する項目であった。このことから、種類2ではPDCAサイクルにおける「Plan」にあたる種類1の項目に対する、「Do」と「Check」に対応する項目であると考えられる.

5.5.2 NG について

次に NG となった項目について考察を行った。 NG となった項目を表 7 に示す。 NG となった項目については、本来であれば文書 A と関連がある項目が存在するものである。 しかし、相関を分析したときに、近似度が高い項目が発見できなかったため、固有項目として識別されたものである。 そのため、なぜ近似度が高い項目が発見できなかったのかについて分析を行った。 その結果、エラーとなった原因は大きく 2 つあることが分かった。

原因1:項目が同じような文言で書かれている場合

NG と判断された原因の1つ目として、相関を分析する際に、本来相関がある項目と同じ索引語を多く使用している項目が他に存在している場合である。原因1として考えられる項目とその項目と対応する項目、同じ索引語を多く使用している項目を表8に示す。このような場合では、手順3で示した処理を行ったときに、お互いの近似度が最大となる組合せとして抽出されなかったことにより、固有項目と識別されたと考えられる。そのため、高い近似度が複数存在する場合においては、相関がある項目として抽出する際に近似度が最大の項目以外の項目についても判断する必要があると考えられる。

原因 2:詳細記述の分量に差がある場合

NG と判断された原因の2つ目は、相関を分析する際に、本来相関がある項目と詳細記述に記載されている分量に差がある場合である。原因2として考えられる項目とその項目と対応する項目、それぞれの詳細記述を表9に示す。手順2で示した処理を行ったときに、1つの索引語がその項目間における近似度に与える影響が少なくな

表 8 項目が同じような文言で書かれている場合 **Table 8** Requirements written in similar sentences.

文書 B	6.1.1.a	ISMS が、その意図した成果を達成できることを確実にする.	
文書 A	正	6.1.a	XXX マネジメントシステムが、 その意図した成果を達成できる ことを確実にする
入音 A	似た項目	5.1.5	XXX マネジメントシステムが その意図した成果を達成できる ことを確実にする
文書 B	6.1.1.c	継続的改善を達成する.	
文書 A	正	6.1.c	継続的改善を達成する.
入亩 A	似た項目	5.1.7	継続的改善を促進する.
文書 B	9.3.c.1	不適合および是正措置	
文書 A	正	9.3.c.2	不適合および是正措置
	似た項目	10.1	不適合および是正措置

表 9 詳細記述の分量に差がある場合

Table 9 Requirements with difference in the amount of detail.

文書 B	4.2.b	その利害関係者の,情報セキュリティに関連する 要求事項. 注記 利害関係者の要求事項には,法的および規制 の要求事項並びに契約上の義務を含めてもよい.
文書 A	4.2.2	その利害関係者の要求事項.
文書 B	6.1	リスクおよび機会に対処する活動
文書 A	6.1	リスクおよび機会に対処する活動 XXX マネジメントシステムの計画を策定するとき、 組織は 4.1 規定する課題および 4.2 に規定する要求 事項を考慮し、次の事項のために取り組む必要があ るリスクおよび機会を決定しなければならない.

る. そのため、相関があると判断するべき項目との近似度が低くなり、正しく判断されず、固有項目として識別されたと考えられる. 4.2.b に関しては、文書 A に対応する項目があるものの、情報セキュリティにおいて考慮すべき事項が注記として追加されているため、近似度が低くなったと考えられる. 6.1 に関しては、6章に新しく節を作成し、固有項目が追加されており、詳細記述が新しい節として項目分けされている。そのために、文書 A の項目との近似度が低くなってしまったと考えられる。これは、文書 A と文書 B の標準の構成が変わり、注記がどの項目に属しているのかについての判断が難しくなったことが原因であると考えられる。そこで、近似度を計算する際に、項目ごとではなく、項番が振られていなくても、ひとまとまりの文章を1つの項目として近似度を算出することで、改善できると考えられる。

5.5.3 固有項目として識別されるべき項目が抽出されない可能性について

本実験において、固有項目として識別されるべき項目はすべて抽出されており、本提案手法における固有項目の取りこぼしの発生は、原理的に起こりえないといえる。その理由は、他の MSS との整合性をとるために、新しく MSS が策定される場合においては、基本的に上位構造と同じ文

章を採用し、特定の分野に適応するためには、MSS 共通 テキストに要求事項を明確化するための説明文や新たな段 落、項目の追加、または、挿入することで作成されている からである。そのため、抽出の対象となる固有項目は MSS 共通テキストに文章の追加が行われている項目や存在しな い項目となる。本提案手法による分析の結果、近似度が低 くなるため固有項目として正確に抽出された。ただし、本 来あるべきではないが、文章の特徴が少なく、近い表現を 多く使用して上位構造が構築された場合においては、例外 的に固有項目が識別し難い状況が発生する可能性がある。

6. 今後の課題

実験では、MSS 共通テキストに基づいて作られた標準の項目から、固有項目の識別を行った。関連情報の作成手法を応用することで、正しく固有項目を識別することができた。しかし、一部の項目について、本来対応する項目があるにもかかわらず、固有項目として識別されるものがあった。こういったエラーについて、標準の構成を考慮した比較手法や、近似度を算出する際の重み付けなどを考慮して、手法の文章解析精度を高めて対応していきたい。

また、関連情報作成手法の課題として、文章に書かれている意味や、対策を行う時期、適応する範囲などを考慮した分析手法などの検討も行っていく必要がある。このほかにも個々の標準で用いられている語句の不統一に関する問題も存在する。本実験で使用した標準の組合せにおいては、語句の不統一などが存在しなかったため、対策の粒度(抽象度)の差にのみ着目し、固有項目の識別を行った。しかし、語句の不統一に対しては、相関を求める際、索引語に対して同じ意味を持つ類義語を定義することが必要である。類義語の定義にはセキュリティや認証取得に関する専門知識が必要となるため、今後類義語の扱いについて検討する必要がある。

さらに、実際の対応策データを用いて、組織の対策実施 状況などを標準と照らし合わせた実験を行い、本提案手法 の評価実験を行い、有用性の確認をしていく.

7. まとめ

本研究では、ある規格や規定に基づいて策定された標準の固有項目を識別する手法を提案をした。そのために、情報検索の分野で使われている、自然言語処理を用いたテキスト間の近似度算出手法を応用し、各文書の項目どうしの近似度から、項目の相関をとることにより、固有項目を抽出する実験を行い、その評価実験を行った。

実験では、ある規格や規定と、それに基づいて作られた標準を用いて、標準の固有項目の識別実験を行うことで、その標準の固有項目を識別することができた。これにより、本手法を用いることで、ある規格や規定に基づいて、新しく標準が策定された場合、固有項目を識別することで、新

たに対策を行う内容を明確にすることができ、認証取得を 目指す際の支援を行うことが可能になることが分かった.

そして、今後BYODの運用に関する標準が策定され、その認証を取得する際に、本提案手法を用いることにより、必要な対策を漏れなく判断することが可能になり、認証を取得する際に活用できると考えられる。

今後は6章で述べた課題に取り組み,手法の改良と追加の実験を行うことで,信頼度と有効性を高めていく.

参考文献

- [1] 総務省:情報通信白書平成 24 年度版 (online) (2012), 入 手先 〈http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/ whitepaper/h24.html〉.
- [2] 内閣官房情報セキュリティセンター:政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成24年度版) (online) (2012), 入手先 (http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k305-111.pdf).
- [3] 日本情報処理開発協会:情報セキュリティマネジメント システム (ISMS) の国際動向と取り組みの実際〈2004 年 版〉, (2004.5).
- [4] 情報マネジメントシステム推進センター:認証取得組織 数推移,認証機関別・県別認証取得組織 (online),入手先 ⟨http://www.isms.jipdec.jp/lst/ind/suii.html⟩.
- [5] 情報処理推進機構:2013 年度情報セキュリティの脅威に 対する意識調査—調査報告書 (online), 入手先 〈https:// www.ipa.go.jp/files/000035983.pdf〉 (参照 2013-12).
- [6] 総務省:スマートフォン・クラウドセキュリティ研究 会―最終報告 (online), 入手先 (http://www.soumu.go.jp/ main_content/000166095.pdf) (参照 2013-06).
- [7] TechTarget ジャパンホワイトペーパー: コンシューマデバイスのセキュリティ戦略計画のために考慮すべきポイント (online), 入手先 (http://wp.techtarget.itmedia.co.jp/contents/?cid=11501).
- [8] 情報処理推進機構:「情報セキュリティ人材の育成に関する基礎調査」報告書について (online), 入手先 ⟨http://www.ipa.go.jp/security/fy23/reports/jinzai/⟩.
- [9] 情報処理推進機構:セキュリティ設計評価支援ツール V03 (online), 入手先 〈http://www.ipa.go.jp/security/fy13/evalu/ccsystem/CCtoolV03/secevtoolv03.htm〉.
- [10] 芦野佑樹,髙橋雄志,森田陽一郎,島 成佳,岡村利彦, 勅使河原可海,佐々木良一:セキュリティ標準に基づいたITシステム評価支援ツールの開発,情報処理学会コン ピュータセキュリティシンポジウム (2013.10).
- [11] 日本情報経済社会推進協会:情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の概要 (online), 入手先 (http://www.isms.jipdec.or.jp/doc/ismspanf.pdf).
- [12] 日本ネットワークセキュリティ協会:情報セキュリティ対策マップ WG 情報セキュリティ対策マップ検討 WG 活動報告 (online), 入手先 (http://www.jnsa.org/seminar/2013/0607/video_t1.html).
- [13] 髙橋雄志, 篠宮紀彦, 勅使河原可海: 国際標準に基づいた セキュリティ評価プラットフォームの提案, 日本セキュリ ティ・マネジメント学会学会誌, Vol.27, No.2, pp.16–29 (2013.9).
- [14] 徳永健伸:情報検索と言語処理,東京大学出版会 (1999).
- [15] 髙橋雄志,篠宮紀彦,勅使河原可海:セキュリティ標準間の関連情報作成手法の検討とその適応,情報処理学会論文誌コンシューマデバイス&システム,Vol.3,pp.22-32 (2013.12).
- [16] 日本規格協会:ISO/IEC 専門業務用指針,第 1 部,統合版 ISO 補足指針—ISO 専用手順 2013,入手先 〈http://www.

- jsa.or.jp/itn/pdf/shiryo/isohosoku_taiyaku1304.pdf\>.
- [17] ISO/IEC 27001 Information technology Security techniques Information security management systems Requirements (2013).
- [18] 情報マネジメントシステム推進センター:国際動向 「ISO/IEC 27000 ファミリーについて」, 入手先 〈http://www.isms.jipdec.or.jp/27000family_20131212.pdf〉.
- [19] 日本スマートフォンセキュリティ協会:ガイドラインWG スマートフォン&タブレットの業務利用に関するセキュリ ティガイドライン第二版 (online), 入手先 〈http://www. jssec.org/dl/guidelines_v2.pdf〉.
- [20] Fenz, S. et al.: Ontology based IT-security planning, 12th IEEE International Symposium on Pacific Rim Dependable Computing (2006).
- [21] Feledi, D. et al.: Challenges of Web-based Information Security Knowledge Sharing, The 7th ARES (Availability, Reliability and Security) conference (ARES 2012), pp.514–521 (2012).
- [22] Fenz, S. et al.: Information Security Fortification by Ontological Mapping of the ISO/IEC 27001 Standard, 13th IEEE International Symposium on Pacific Rim Dependable Computing, pp.381–388 (2007).
- [23] Ekelhart, A. et al.: Ontology-based Decision Support for Information Security Risk Management, 2009 International Conference on Information Networking, ICOIN 2009, Proc. ICOIN, pp.80–85 (2009).
- [24] Payment Card Industry Security Standards Council: PCI SSC Data Security Standards, available from (https://www.pcisecuritystandards.org/security_standards/).
- [25] 諸橋政幸,永井康彦,荒井正人,手塚 悟:ISO15408/ ISO27001 統合型システムセキュリティ設計技法の提案, 情報処理学会論文誌, Vol.48, No.11 (2007.11).
- [26] 松本祐治, 北内 啓, 山下達雄, 平野善隆, 松田 寛, 高岡一馬, 浅原正幸: 形態素解析システム『茶筌』version 2.0 使用説明書 第二版, NAIST Technical Report, NAIST-IS-TR99012, 奈良先端科学技術大学院大学 (1999).



太田 悟 (学生会員)

1990 年生. 20013 年創価大学工学部 情報システム工学科卒業. 現在, 創価 大学大学院工学研究科情報システム 工学専攻博士前期課程在学中. 情報セ キュリティ標準の研究に従事.



髙橋 雄志 (正会員)

1977年生. 2001年創価大学工学部情報システム学科卒業. 2003年同大学大学院工学研究科情報システム工学専攻博士前期課程修了. 2014年同大学院博士後期課程修了,博士(工学). 現在,東京電機大学総合研究所複合領

域サイバー・セキュリティプロジェクトサイバーセキュリティ研究所研究員. 情報セキュリティマネジメントの研究に従事. 日本セキュリティ・マネジメント学会会員.



勅使河原 可海 (フェロー)

1942 年生. 1970 年東京工業大学大学 院理工学研究科博士課程修了,博士(工学). 同年日本電気入社. コンピュー タネットワーク,ネットワークアーキ テクチャ,衛星データネットワーク等 の開発に従事. 1974~1976 年ハワイ

大学アロハシステム客員研究員. 1995 年創価大学工学部教授,工学部長等を歴任. 現在,東京電機大学総合研究所複合領域サイバー・セキュリティプロジェクトサイバーセキュリティ研究所研究員. ネットワークセキュリティ, e-learning, ユビキタスコンピューティング等の研究に従事.情報処理学会,オペレーションズリサーチ学会各フェロー,情報処理学会平成23年度功績賞. 創価大学名誉教授.



篠宮 紀彦 (正会員)

1972 年生. 1995 年創価大学工学部情報システム学科卒業. 1997 年同大学大学院工学研究科情報システム学専攻博士前期課程修了. 2001 年同大学院博士後期課程修了,博士(工学). 2000年(株)富士通研究所ネットワークシ

ステム研究所入社. IP ネットワークおよびフォトニックネットワーク設計技術の研究に従事. 2005 年創価大学工学部専任講師. 現在,同大学准教授. 自律分散ネットワークの設計と制御技術,光ファイバセンサネットワーク,グラフ・ネットワーク理論等の研究に従事. 2014 年テキサス大学客員研究員. 国際会議にて 4 件の Best Paper Award を受賞,2006 年 IARIA ICSEA, 2010 年 IEEE ICUMT, 2014 年 IARIA ICONS. 2012~2013 年 IEEE CAS Society Japan Chapter Secretary. IEEE, 電子情報通信学会,電気学会各会員.